

令和8年度敬老会演芸等運営業務委託仕様書（企画提案用）

1 件名

令和8年度敬老会演芸等運営業務委託

2 規模及び実施日時等

(1) 区内在住の77歳以上の高齢者を招待。

2日間で4回の公演を行う。(各回の想定来場者数約1,100名)

(2) 実施日時

第1回 令和8年10月22日(木) 午前10時から11時50分まで

第2回 令和8年10月22日(木) 午後2時から3時50分まで

第3回 令和8年10月23日(金) 午前10時から11時50分まで

第4回 令和8年10月23日(金) 午後2時から3時50分まで

各回開演時間の30分前に開場予定

(3) 次第

第1部 式典 20分

司会 委託事業者による司会者

区長挨拶 新宿区長

区議会議長祝辞 新宿区議会議長

来賓紹介

警察署による講話 区内警察署

第2部 演芸等 90分 ※15分間のトイレ休憩を含む

①民謡ショー(新宿区民踊連盟とのコラボレーション)

②歌謡ショー等

(4) 会場使用可能時間

令和8年10月21日(水) 午前9時から午後10時まで

令和8年10月22日(木) 午前8時30分から午後10時まで

令和8年10月23日(金) 午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

新宿文化センター 大ホール(東京都新宿区新宿6丁目14番1号)

4 提案内容

企画書には以下の内容を必ず盛り込み、企画提案書の様式に沿って記載すること。

(1) 高齢者が楽しめ、かつ集客が見込める企画であること。(民謡ショーと歌謡ショー等による演目で構成された内容1公演。4公演全て同じ内容。1社1案。)

(2) 各ショーに出演のアーティストや司会者の経歴・実績を記載すること。

(3) 出演アーティスト(案)については、司会者を含む各出演者のスケジュール

ルを確認し、採用通知後、速やかに出演者手配が可能な状態で企画書の提出を行うこと。

- (4) 出演アーティストの写真を使用した集客のためのチラシデザイン案（A4）を入れること。
- (5) 参加者に配布するアンケート（案）を入れること。
- (6) 公演内容とともにタイムスケジュール（案）を提出すること。
- (7) 新宿区民踊連盟の出演をプログラム（案）へ盛り込んだ状態で提案を行うこと。なお、民謡ショーの曲目は新宿区民踊連盟及び区と必ず協議の上、決定すること。
- (8) 司会者はアナウンサー等の経験があり、高齢者にも聞き取りやすい声質や声量で話すことができること。
- (9) 受付業務、場内外整理業務、アンケートの配布及び収集、トイレ休憩での対応について、具体的な方法を記載すること。
- (10) 参加者の年齢や身体状況に応じた配慮すべき事項を記載すること。
- (11) 体調不良者・傷病者への対応方法について、具体的な方法を記載すること。
- (12) 地震発生等の災害時の対応方法について具体的な方法を記載すること。

5 当日の業務

(1) 受付業務

受付で招待はがきを受け取り、集計を行う。

プログラム等の配布を行う。

アンケートの配布・回収・集計を行う。

(2) 場内外誘導業務

来場者の誘導、自席までの案内及びタクシーの乗降案内等を行う。

(3) 運営業務

演芸等（第1部からの司会業務を含む。）の運営を行う。

6 配置人員等

業務	人員配置	時間等
受付業務	各回6箇所以上 (6名以上)	10月22日・23日 午前9時から午後5時まで
場内外整理業務	各回35箇所以上 (35名以上)	10月22日・23日 午前9時から午後5時まで

7 仕様（甲：新宿区、乙：委託事業者）

- (1) 乙は、本仕様書による内容事項を誠実に守り、業務を履行するものとする。
- (2) 本仕様書は、業務委託の概要を示すもので、現場の状況に応じ、本仕様書に記載されていない事項についても、運営上必要と認める事項については、甲乙協議において実施するものとする。

- (3) 乙は、従事者の労務管理等を十分に行い、業務に支障を生じさせないように留意すること。
- (4) 乙は業務に当たり、区が主催する行事であることを念頭におき、従事者に対して接遇等の教育を徹底して行うものとする。
- (5) 乙は、業務に関する実施計画書を書面により甲に提出すること。
- (6) 乙は、随時甲へ情報提供すること。
- (7) 乙は、受託業務遂行に関連して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、乙の従事者に対しても同様の指導をすること。
- (8) 乙は、高齢者が来場することを念頭におき、会場の安全管理に務めること。
- (9) 業務の履行に当たり自動車を使用し、または使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または、写しの提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。
- (10) 乙は敬老会終了後、速やかに報告書及びアンケートの集計結果を提出すること。報告書には写真を必ず添付し、敬老会の内容が把握できるように作成すること。
- (11) 業務に際し、発生したごみは乙の負担により適正に処理すること。
- (12) 関連法令を遵守すること。
- (13) 乙は感染症予防対策を講じて本業務を実施すること。
- (14) 乙は、高齢者への対応方法について具体的な方法と共に案を提出すること。
- (15) 乙は、災害時の対応方法について具体的な方法と共に案を提出すること。
- (16) 乙は、契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (17) 新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。
- (18) この仕様書に定めのない事項または、この仕様書に定める事項について疑義を生じたときは、必要の都度、甲乙協議の上定めるものとする。

8 業務内容

(1) 受付

ア 入場については、区が発送した招待はがきの提示を求め、入場の受付を行うこと。詳細については、区と協議の上、別途マニュアルを作成すること。

イ 接遇・応対には、細心の注意を払うこと。

ウ プログラム等の配布、アンケート用紙の配布と回収を行うこと。詳細については、区と協議の上、別途マニュアルを作成すること。

エ 各回集計表に基づいて来場者の集計を行い、回収した招待はがきを添えて報告すること。

オ 受付後、来場者を場内誘導する者に引き継ぐこと。

(2) 場内外誘導

ア 場内で誘導をする者は、会場内廊下（ロビー）等で待機し、受付を終えた来場者を劇場内に誘導すること。公演中の写真撮影等の禁止行為を行う来場者について適宜注意喚起すること。場外で誘導をする者は、会場外で看板を持ち来場者を会場へ誘導すること及び敬老会終了後、タクシーの乗降案内をすること。詳細については、区と協議の上、別途マニュアルを作成すること。

イ 接遇・応対には、細心の注意を払うこと。

(3) 運営

ア 新宿区民踊連盟を民謡ショーの一部に出演させること。曲目は相談の上、決定する。ただし、新宿区民踊連盟より辞退の申し出があった場合についてはこの限りではない。

イ 各回、式典用生花を設置すること。

ウ 事前周知用ポスターを作成すること。（B3判、100枚）

エ 事前周知用チラシを作成すること。（A4判、4,000枚）

オ 来場者へ配布するプログラム及びアンケートを作成すること。（各5,000部）

カ アンケート記入用筆記具を用意すること。（5,000本）

キ 来場者への配布物用の袋を用意すること。（5,000枚）

ク 立て看板及び吊看板を作成設置すること。

ケ 従事する者の役割の書かれた名簿または人数表を提出すること。

コ 各回、開始より、式典及び警察署講話で20分、演芸90分（15分のトイレ休憩を含む。）で構成し、内容は同一とする。

サ 新宿区民踊連盟が出演する場合、10月21日にリハーサルを行うこと。
なお、民謡歌手本人の出欠は問わないこととする。

シ 各回、従事者向けにインカム及びペンライトを用意すること。

ス 出演者の図版を提供し、広報・チラシ等に使用できるものとする。

セ 来場者に渡すプログラム・アンケート・区の用意するチラシ等の袋詰め作業を、10月21日9時から及び状況に応じて公演当日も行うこと。

9 予定金額

上限 13,870,780円（消費税等含む）

上記金額には、出演料（当日及びリハーサル含む）、司会料、構成料、ステージ美術料、舞台監督料、著作権使用料、印刷費、消耗品費、舞台操作者（音響・照明）の人件費、報告書作成料、その他制作諸経費の一切を含む。（ただし、

会場使用料・付帯設備使用料・新宿区民踊連盟の出演料・区職員への弁当代・
新宿区医師会に所属する救護医師及び看護師への謝礼は区が負担する。)